

亀山市福祉事務所長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月1日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第28号

亀山市福祉事務所長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則

(亀山市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部改正)

第1条 亀山市福祉事務所長に対する事務委任規則(平成17年亀山市規則第46号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第8号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(亀山市保育所入所児童に要する費用に関する規則の一部改正)

第2条 亀山市保育所入所児童に要する費用に関する規則(平成17年亀山市規則第55号)の一部を次のように改正する。

別表中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(亀山市児童福祉法施行細則の一部改正)

第3条 亀山市児童福祉法施行細則(平成17年亀山市規則第60号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別表第2備考中、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(亀山市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第4条 亀山市身体障害者福祉法施行細則(平成17年亀山市規則第64号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(亀山市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第5条 亀山市知的障害者福祉法施行細則(平成17年亀山市規則第65号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(亀山市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第6条 亀山市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則(平成20年亀山市規則第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則

第1条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令」を「中国残留

邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。